

平成 29 年 5 月 30 日
事 務 連 絡

四国厚生支局医療課長 殿

厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」
に関する Q & A について

平成 29 年 5 月 30 日に改正個人情報保護法が全面施行されたことへの対応、また、サイバー攻撃の手法の多様化・巧妙化、「IoT (モノのインターネット)」と称される新技術やサービス等の普及等、医療情報システムを取り巻く環境の変化に対応するために、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」を策定したところです。

今般、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」に関する Q & A についても、別紙のとおり策定しましたので、内容を御了知の上、貴管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関及び関係団体等に周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」に関する Q & A については厚生労働省ホームページへの掲載も予定しているため、念のため申し添えます。